

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年1月、同年3月及び同年4月、並びに同年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年1月
② 平成10年3月及び同年4月
③ 平成10年6月から同年9月まで

私は、20歳になった平成10年*月ごろ、国民年金に加入した。申立期間当時は、両親と同居しており、毎月、月末に地区の担当者が集金に来て、家族の保険料をまとめて納付していたと記憶しているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は合計7か月間と短期間であるとともに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人と同居していたとする申立人の両親は申立期間の国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付方法及び国民年金保険料の額等を具体的に記憶しているところ、これらの記憶は、当時のA町における国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付方法、及び国民年金保険料額等と一致しており、申立人の主張に不合理な点は見られない。

2 申立人は、申立期間の保険料を「20歳になって間もなく加入手続を行い、同居の父母の保険料と合わせて、地区の集金担当者に納付した。毎月の世帯ごとの保険料額があらかじめ通知されるので、当該額を毎月末に納付することとなっていた。」と申し立てているところ、オンライン記録によると、申立人が初めて国民年金保険料を納付したのは20歳到達後間もない平成10年2月27日とされていること、A町役場によると、申

立期間当時、「納付すべき国民年金保険料は、毎月、区長を通じて各世帯に通知されることになっていた。」としていること、少なくとも平成8年ごろまでは、同居の父母及び姉はおおむね毎月末日に保険料を納付していること、及びA町に保管されている国民年金被保険者名簿により、申立人の父母と申立人が挙げた集金担当者は同じ納付組合に所属していたことが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人の所属していた納付組合では、申立期間当時、集金担当者が各世帯ごとに国民年金保険料を集金し、当該保険料は隣組長及び区長を経て役場に納付されることとなっていたが、A町役場によると、「役場が国民年金保険料の収納日として記録しているのは、区長が役場に当該保険料を納付した日である。」、「同一の世帯の被保険者で、その世帯の一部のみが納付組合に所属し、残りの世帯員は金融機関等を通じて国民年金保険料を納付するのは可能であるが、そのような世帯があったという積極的な記憶は無く、集金担当者がわざわざ訪問してくれるのであれば、世帯員の保険料はまとめて集金担当者に預けるのが自然である。」としていることを踏まえると、申立期間における同居の父母の保険料が毎月定期的には納付されておらず、数か月まとめて納付したこととされていたとしても、当該事実をもって直ちに申立人及び同居の父母が保険料を毎月納付していなかったとは言い難い上、申立人が同じ納付組合に属していたとして挙げた被保険者の納付記録も、申立期間前後は保険料を数か月まとめて納付したこととされていることから、当該期間においても、当該納付組合では毎月末に集金担当者が各世帯から保険料を集金していたが、役場への納付時期が、何らかの理由によりそれ以前と異なったものと推認される。

さらに、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録が生じる可能性はそれ以前に比して低いものと考えられるところであるが、申立人の国民年金保険料納付記録については、A町に保管されている国民年金被保険者名簿には、12年8月の国民年金保険料は未納と記録されているにもかかわらず、オンライン記録では13年2月28日に納付済みと記録されており、不適切な事務処理が認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和30年10月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月9日から31年8月1日まで

私は、昭和29年8月1日にA社C事業所に入社して、35年5月19日に退職するまでの期間において継続してA社で勤務した。しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が確認でき、連絡可能な同僚二人が、「私は、A社に昭和29年8月1日から31年8月1日までの期間において継続して勤務していた。同社C事業所は交通の便が悪いということもあり、昭和30年10月に廃止された。その後すぐに同社B事業所として、所在地を移転して業務を再開したが、その間に空白は無く、申立人は申立期間及び前後の期間を通じて継続して勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いのは同社B事業所開設時の社会保険事務担当者の誤りだと思う。」旨供述していることから判断すると、申立人は申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、A社の担当者が、「当時の保険料控除を証明する人事記録、給与明細

書等は既に廃棄しているが、当社での勤務が継続している者について、申立期間前後の期間に給与から保険料を控除しているのであれば、申立期間のみ控除しないことはありえない。」旨回答していることなどから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所での昭和31年8月における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によれば、A社C事業所は昭和30年10月9日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社B事業所は、31年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったことが確認でき、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、A社C事業所及び同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社C事業所において昭和30年10月9日付けで厚生年金保険被保険者の資格を喪失している5人はすべて、同社B事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった31年8月1日に同社B事業所で被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述の同僚の一人は、「A社C事業所は昭和30年10月9日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、翌日から同社B事業所として営業を開始した。同社C事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる時に勤務していた5人の従業員はすべて、翌日から同社B事業所において引き続き勤務していた。」と供述していることなどから判断すると、A社B事業所においては申立期間に少なくとも5人の従業員が引き続き勤務していたことが推認でき、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件である「常時5人以上の従業員を使用するもの」を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、事業主は「詳細は不明。」としているが、適用対象事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和30年10月から31年7月までの厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和51年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月16日から同年6月16日まで

私は、昭和44年9月12日から平成16年1月31日までの期間において、継続してA社グループの事業所に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社のグループ企業における所属履歴が確認できる労働者名簿、及び退職証明書から判断すると、申立人が、昭和44年9月12日から平成16年1月31日までの期間において、A社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年5月16日にA社の関連会社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日について、事業主

が昭和 51 年 5 月 16 日を資格取得日として届け出るべきところを、誤って同年 6 月 16 日を資格取得日として届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 5 月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月25日から51年6月22日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所の資格取得日に係る記録を昭和48年7月25日、資格喪失日を51年6月22日とし、標準報酬月額については、48年7月から同年9月までの期間を5万2,000円、同年10月から50年9月までの期間を7万6,000円、50年10月から51年5月までの期間を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月ごろから51年6月ごろまで

私は、B県に所在していた事業所を退職した後、C市に所在するA事業所に転職し、次の事業所に転勤するまで約3年間勤務した。私より約2か月早く勤務し始めた同郷の同僚二人については、A事業所での厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私の記録のみが無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び同僚等12人の勤務期間についての供述等から判断すると、申立人は申立期間のうち昭和48年7月25日から51年6月22日までの期間においてA事業所に勤務していたことが推認できる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が氏名を挙げた同僚11人（同郷の同僚二人を含む）のすべてに厚生年金保険の被保険者記録が確認できるとともに、申立事業所及び同僚等は、「申立期間当時の従業員数は約30人で、従業員全員が厚生年金保険に加入していた。」と

供述しているところ、当該被保険者名簿により、申立事業所においては申立期間当時、被保険者数が約 30 人であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 48 年 7 月 25 日から 51 年 6 月 22 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、標準報酬月額については、申立人と同職種かつ同様の勤務形態であったとする複数の同僚の昭和 48 年 7 月、同年 10 月及び 50 年 10 月の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、48 年 7 月から同年 9 月までの期間を 5 万 2,000 円、同年 10 月から 50 年 9 月までの期間を 7 万 6,000 円、50 年 10 月から 51 年 5 月までの期間を 10 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が無いことから申立人に係る被保険者記録が失われたとは考え難い上、資格の取得及び喪失のいずれの機会にも社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 48 年 7 月から 51 年 5 月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 7 月 24 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録が確認できず、当該期間において申立人が A 事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、申立事業所は、当時の人事記録等を保管しておらず、事業主から、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から同年6月1日まで

私は、昭和37年3月から退職するまでの期間において、継続してA社及び同社の関連会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。申立期間の給与明細書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人から提出のあった給与明細書及びA社から提出のあった人事記録等の資料などから判断すると、申立人が昭和37年3月8日から平成11年7月31日までの期間において同社及び同社の関連会社に継続して勤務し（昭和38年1月1日にA社C事業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する申立期間に係る給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支部における資格取得日に係る記録を昭和20年12月31日に、資格喪失日に係る記録を21年9月10日とし、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月31日から21年9月10日まで

私は、A事業所B支部に採用され、申立期間において、事業調査に係る業務に従事していた。

その後、A事業所の担当課から、県内に所在したC市D地区の事業計画実施への協力要請があり、住み込みで、事業予定地区に係る業務に従事した。

申立期間当時、A事業所B支部に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間当時の履歴事項を記載した書面及び申立人の詳細な勤務内容等についての供述から判断すると、申立人が、申立期間にA事業所B支部に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所B支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げる複数の同僚全員について、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該同僚の中には、申立人と同種の業務に従事していたとされる同僚5人も含まれることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の初任給を45円であったと記憶しているところ、同種の業務に従事する同僚の一人が所持する昭和19年5月10日付の辞

令によると、初任給 45 円と記載されており、申立人の記憶と一致していることが確認できる。

加えて、前述の同僚が所持する辞令において、当該同僚は、昭和 19 年 5 月 10 日に採用された旨記載されている一方、職種については、一般職員とされることが確認できるところ、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められていたが、同年 6 月に施行された厚生年金保険法において、同法の被保険者は、一定の業種の事業所に使用される一般職員を含む男子及び女子労働者と定められ、一般職員である当該同僚について、A 事業所 B 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険被保険者資格の取得日が、同年 6 月 1 日とされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 20 年 12 月 31 日から 21 年 9 月 10 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務に従事していたとする前述の同僚の資格取得時の A 事業所 B 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から 50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A 事業所は既に解散しており、関係者の所在も不明であるため確認することはできないが、申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主が申立てどおりの資格取得届を提出した場合、資格喪失届を提出する機会があることとなるが、いずれの機会においても、社会保険事務所がこれを記録していないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 12 月から 21 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 19 日から 47 年 11 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月 19 日に、A社に入社した。社会保険事務所（当時）の記録では47年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したこととされているが、入社してから3か月から6か月間の試用期間を経過した後は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について調査の上、厚生年金保険被保険者資格の取得日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した身分証明書には、昭和 46 年 3 月 19 日付けで、申立人がA社の従業員であると記載されていることから判断すると、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の保管している厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した年月日が「昭和 47 年 11 月 1 日」と記載されており、当該資格取得日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録及びオンライン記録と一致することが確認できるとともに、健康保険厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、申立人と同一日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚と連番で、同じ日に払い出されたことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「当時は見習いも多く、従業員の出入りも頻繁だったので、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と供述しているところ、申立人が入社したときは既に在

籍していたとして申立人が名前を挙げた複数の同僚が、前述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日の1か月前又は申立人と同一の日に同資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、従業員の試用期間についても必ずしも同じ期間であったとは限らない状況がうかがえる。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。